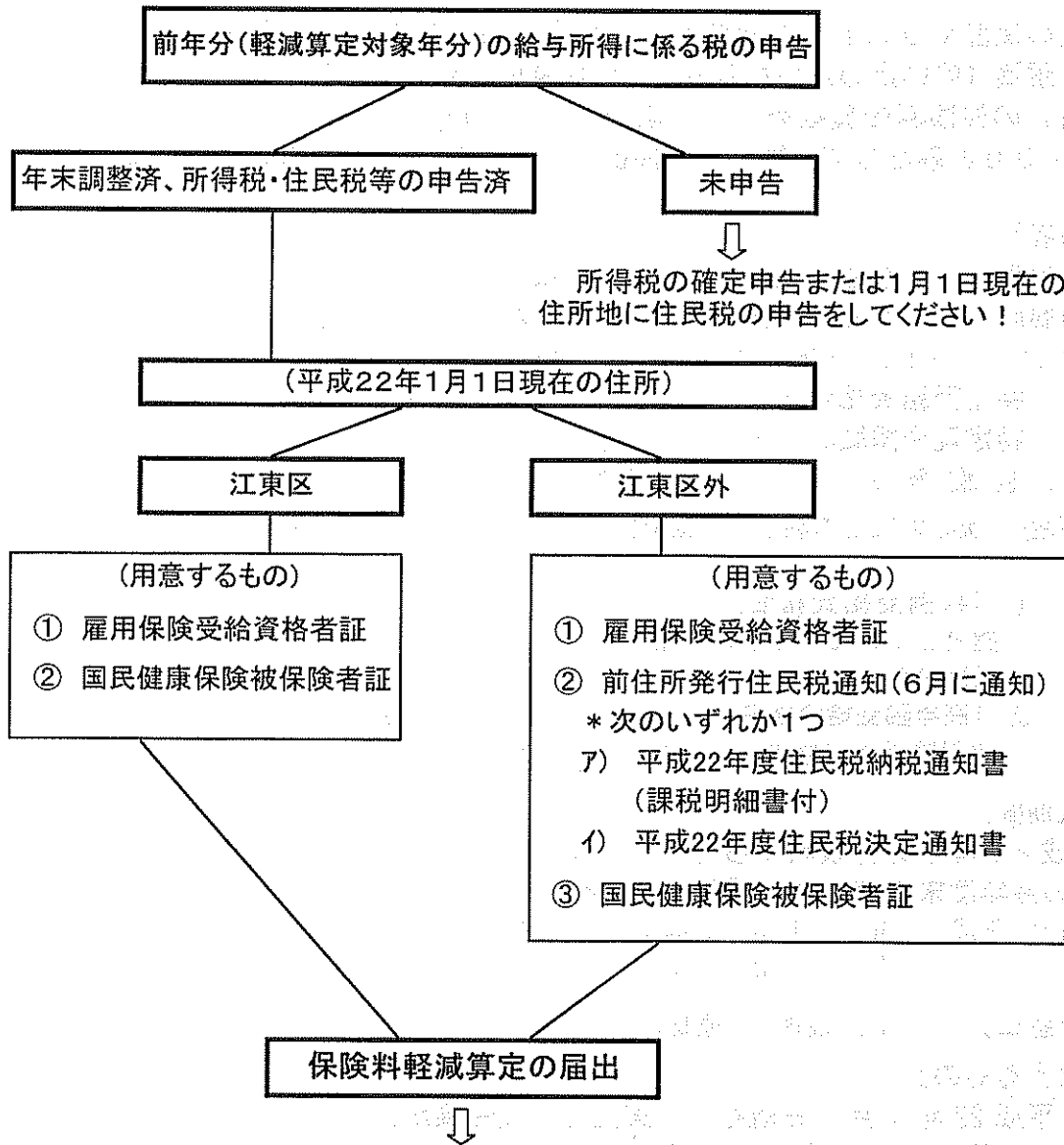


### 非自発的失業者(特例対象被保険者等)の給与所得の30/100軽減算定の流れ



届出日	H22. 4. 1~H22. 6. 3	6月の保険料納入通知書でお知らせ
	H22. 6. 4~H22. 6. 30	8月に保険料変更通知書でお知らせ
	H22. 7. 1~H22. 7. 30	9月に保険料変更通知書でお知らせ
	H22. 8. 1~H22. 8. 31	10月に保険料変更通知書でお知らせ

※平成22年1月1日現在、江東区に住民登録のある方で、所得税・住民税の申告が平成22年3月16日以降の方は、「届出日」が上記の期間であっても、8月以降の「保険料変更通知書」としてお知らせする場合があります。

- (注) ①届出が遅れても対象期間中であれば、失業時まで遡り、平成22年の保険料から適用します。  
②「雇用保険受給資格者証」を紛失したときは、ハローワークで再発行を受けてください。  
③住民税納税通知書等を紛失したときは、発行元の区役所等で再発行を受けてください。  
④国民健康保険料の軽減制度であり、住民税(都民税・区民税)が軽減されるわけではありません。